

平成 30 年 8 月 27 日

新潟県木材組合連合会長 様

新潟県県民生活・環境部長

景品表示法に基づく適正な表示の徹底について（依頼）

このたび、県が行った越後杉ブランド認証制度に関する調査（「県産材の利用拡大に向けた現状調査結果報告書 平成 30 年 7 月新潟県農林水産部林政課」）において、一部の認証工場における「越後杉ブランド認証材」の不適切な管理の実態が確認された旨、公表されました。

仮に、「越後杉ブランド認証材」の基準を満たさない木材を認証材と表示して販売した場合は、消費者への不当な表示（優良誤認表示）を禁止する景品表示法に違反するおそれがあります。

このため、事業者において不当表示が行われることのないよう、県内全ての認証工場等へ下記のとおり通知しましたので、お知らせします。

つきましては、貴連合会におかれましても、下記内容をご確認いただき、貴会員において適正な表示の徹底が図られますようご指導等をお願い致します。

記

1 通知先

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 越後杉ブランド認証工場（H30.8.1 現在） | 計 75 社 |
| (2) ふるさと越後の家づくり事業を活用する工務店 | 計 156 社 |

2 通知内容

別紙『景品表示法に基づく「越後杉ブランド認証材」の適正な表示について』
（平成 30 年 8 月 27 日消行第 83 号新潟県県民生活・環境部消費者行政課長通知）
のとおり

担 当：新潟県 県民生活・環境部 消費者行政課（取引・表示係）
TEL：025-280-5464 E-mail：ngt030200@pref.niigata.lg.jp
FAX：025-284-0075